介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1　相談窓口

⑴電話番号　０８２－８２０－３７１１

⑵FAX 番号　０８２－５５４－５０２１

⑶担当者

⑷受付時間　月曜日～土曜日（年末年始・祝日を除く）

午前８時３０分～午後５時３０分

（緊急時の電話相談は２４時間受け付けております）

2　指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター設置者

⑴法人名　　医療法人社団長寿会

⑵所在地　　広島市安芸区中野五丁目１３番３０号

⑶電話番号　　０８２－８９３－３６３６

⑷代表者氏名　理事長　畑野　榮治

3　事業所の概要

⑴事業所の種類　　指定介護予防支援事業所・地域包括支援センター

⑵事業所名称　　広島市瀬野川東地域包括支援センター

（平成１８年４月１日広島市長指定第３４００１００１６４号）

⑶所在地　　広島市安芸区瀬野二丁目１７番３３号

⑷電話番号　　０８２－８２０－３７１１

⑸管理者氏名　　鎌倉　直司

⑹事業の目的及び運営方針

目的　　要支援状態、事業対象者の利用者の保健医療の向上及び福祉の増進を目的とします。

運営方針　利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供できるよう支援します。

要支援状態、事業対象者となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し支援します。

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供されるサービス等が特定の種類又は特定の事業者に偏ることのないよう、公正中立に行うものとします。

⑺事業の実施地域

瀬野川東圏域（瀬野川東中学校区・中野東小学校区）

⑻営業日及び営業時間

月～土曜日（祝日及び１２月３０日～１月３日を除く）午前８時３０分～午後５時３０分

4　職員の体制

職　　種	常　勤	非常勤	職　　務　　内　　容
(1)管理者	１名	―	（主任介護支援専門員と兼務）
(2)保健師	３名	０名	介護予防ケアマネジメント（内１名は広島市認知症地域支援推進員としての業務にあたる。）
(3)看護師	０名	０名	
(4)主任介護支援専門員	１名	０名	包括的・継続的ケアマネジメント
(5)介護支援専門員	１名	１名	介護予防ケアマネジメント
(6)社会福祉士	３名	０名	総合相談業務、権利擁護業務
(7)事務員	１名	０名	事務

5　提供する指定介護予防支援等の内容

指定介護予防支援及び介護予防ケマネジメント（以下「指定介護予防支援等」といいます。）は、利用者の介護予防に資することを目的として実施し、医療サービスとの連携に十分配慮してするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう支援します。

提供する指定介護予防支援等の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(1)　計画作成等業務

①　事業者は担当職員に介護予防サービス・支援計画の作成等の業務（以下「計画作成等業務」という。）を担当させます。

②　当該地域における指定介護予防サービス事業者、指定介護予防地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の者（以下「指定介護予防サービス事業者等」といいます。）に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平かつ適正に利用者又はそのご家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

③　利用者について、その有している生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握したうえで、利用者及びそのご家族の意欲及び意向を踏まえて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握します。

④　課題の把握にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びそのご家族に面接して行います。

⑤　利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びそのご家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及び指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。（広島市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱第６条第２号に規定するケアマネジメントＢ（以下「ケアマネジメントＢ」という。）を実施する場合を除く。）。

利用者は担当職員に対し、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス・支援計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

⑥　介護予防サービス・支援計画原案に位置づけた指定介護予防サービス等について、保険給付等の対象となるかどうかを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から文書による同意を得ます（ケアマネジメントＢを実施する場合を除く。）。

(2) 計画作成等業務後の連絡調整等

① サービスの実施状況の把握を行い、介護予防サービス・支援計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

② 介護予防サービス・支援計画に位置付けた支援の期間が終了するときは、介護予防サービス・支援計画の達成状況について評価します（ケアマネジメントＢを実施する場合を除く。）。

③ 利用者及びそのご家族との連絡を継続的に行います。

④ 利用者の意向を踏まえ、要介護認定等必要な援助を行います。

(3) 介護保険施設への紹介等

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の援助を行います。

(4) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所との連携

利用者が居宅サービスから介護予防小規模多機能型居宅介護の利用へ移行する前に、利用者の必要な情報を介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該事業所における介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力します。

6 入院時の対応

病院又は診療所に入院する必要が生じた場合は、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

またはその場合に備えて、担当職員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険者証等とともに保管しておいてください。

7 業務の委託

(1) 利用者が要支援者である場合は、事業者は利用者の同意を得たうえで、利用者に提供する指定介護予防支援等業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとします。

(2) 利用者は、委託した指定居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができるものとします。

8 料金

(1) 指定介護予防支援等に要した費用（別紙２）については、介護保険法第５８条第４項の規定に基づいて、事業者が受領(法定代理受領)する場合は、利用者の自己負担はありません。

(2) 利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が法定代理受領をできない場合は、指定介護予防支援等に要した費用を負担していただきます。

この場合、事業者は当該指定介護予防支援等に要した費用等を記載した指定介護予防支援等提供証明書を利用者に交付します。

9 料金の支払方法

上記８（2）の料金は、１月ごとに計算し、毎月１０日までに前月分の請求をいたしますので、請求のあった日から３０日以内に現金または指定口座への振込にてお支払ください。

１０　契約期間

契約の期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとなります。

ただし、契約の期間の満了日の７日前までに利用者から契約終了の申出がないときは、この契約は有効期間の満了日の翌日から１年間自動更新されます。

次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

１１　契約の終了

(1)　契約期間中に、以下の事項に該当するに至った場合には、事業者との契約は終了します。

①　利用者が死亡したとき

②　利用者が要介護者(要介護１～５)に該当すると認定されたとき

③　利用者が要介護者、要支援者、事業対象者のいずれにも該当しないと認定されたとき

④　利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。）又は介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）の利用を開始したとき

(2)　契約の有効期間中、この契約を解約することができます。この場合には、契約終了を希望する日の７日前までに事業者に通知するものとします。

また、以下の事項に該当する場合には、直ちに契約を解約することができます。

①　事業者が、正当な理由なく、介護保険法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき

②　事業者が守秘義務に違反したとき

③　事業者が故意又は過失により利用者及びそのご家族の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(3)　事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には契約を解除することができます。

①　指定介護予防支援等の提供にあたり、利用者が心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②　利用者が、故意又は重大な過失により事業者若しくは担当者の生命・身体・財産・信用等を傷付け、又は著しい不信行為を行うことなどによってこの契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

１２　損害賠償

利用者に対するサービスの提供に伴って、乙の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼしたときは、速やかに損害を賠償します。但し、利用者又はそのご家族に重大な過失があるときは、賠償額を減額することがあります。

１３　苦情受付

(1) 広島市瀬野川東地域包括支援センター

住所　広島市安芸区瀬野二丁目１７番３３号

電話　０８２－８２０－３７１１　　FAX　０８２－５５４－５０２１

苦情・相談受付窓口（担当者）　　鎌倉　直司

(2) 安芸区福祉課高齢介護係

住所　広島市安芸区船越南三丁目２－１６　安芸区福祉総合センター１階

電話　０８２－８２１－２８２３

(3) 広島県国民健康保険団体連合会

住所　広島市中区白島町１９－４９

電話　０８２－５５４－０７８３

１４　虐待の防止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(2) 虐待の防止のための指針を整備します。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。

(4) 虐待の防止に関する担当者を選定します。

虐待防止に関する担当者：広島市瀬野川東地域包括支援センター　　鎌倉　直司

１５　良好なサービス提供環境の維持およびご協力のお願い

当事業所では、利用者様およびご家族様との信頼関係のもと、職員が安心して働き、安心・安全な環境で質の高い支援を提供できるよう、以下の点についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

(1) 暴言・暴力・ハラスメントの禁止について

職員が安心して働ける環境を維持するため、以下の行為は固くお断りいたします。

・暴言：大声で怒鳴る、威嚇する、人格を否定するような発言など

・暴力：叩く、蹴る、突き飛ばす、物を投げつけるなどの身体的攻撃

・ハラスメント：性的な嫌がらせ、執拗な非難、長時間の拘束など

※これらの行為が認められた場合、直ちに支援を中断し、契約を解除させていただく場合がございます。

(2) ペットの適切な管理について

職員が安全に支援を行い、また大切なペットの安全を守るため、訪問中は必ずケージに入れる、リードにつなぐ、あるいは別室へ移動させる等の配慮をお願いします。

※万が一、職員がペットに噛まれる等の負傷をした場合には、治療費等のご相談をさせていただく場合がございます。

(3) プライバシー保護の徹底について

利用者様および職員の個人情報・プライバシーを守るため、支援・面談中の写真撮影、動画撮影、録音は原則として禁止です。また、記録した内容を SNS やインターネット上へ公開する行為も固くお断りいたします。

(4) 職員に対する金品等の提供禁止について

職員に対する金銭や品物（心付け）は、一切お断りしております。お茶、お菓子、お礼の品等についても、事業所の規定により受け取ることを禁止しています。

※万が一、これらを受け取った職員には、事業所規定に基づき厳格な処分が科せられます。職員を守るためにも、提供はご遠慮ください。

１６　通知

介護保険法改正等により、重要事項説明書の内容に変更がある場合には、事業者より利用者に通知するものとします。

令和　　年　　月　　日

指定介護予防支援等の提供の開始にあたり、事業者は、本書面により重要事項の説明を行い、利用者はこれを了承しました。

指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター設置者 医療法人社団長寿会

説明者　　広島市瀬野川東地域包括支援センター

氏名

利用者　　住所

氏名

（代理人　　住所

氏名　　）